

近畿のなかま

No.12
2008.5.30

発行人
金融労連近畿地協
事務局長 阿部正巳

4・18財務金融近畿総行動 争議解決や京都北都信金など地域金融機関の支援強化を要請

1985年から始まった23回目の財務省・金融庁包囲近畿総行動が4月18日、大阪で取り组まれました。

近畿地協から11名が参加

当日は東京での金融中央行動に近畿からも中央役員等を送り出していたにもかかわらず、近畿総行動に銀産労が現役・OB・職場の仲間も含めて7名が、近信労は和歌山のきのくにの仲間を含めて2名、滋賀従組1名、京都北都従組1名の計11名が参加しました。

淀屋橋での早朝宣伝に始まり、近畿財務局、大阪国税局、東京海上日動火災の大阪支社前での宣伝要請行動、昼は大阪国税局前での昼休み集会、そして近畿財務局前まで谷町筋をデモ行進しました。

午後には、りそなホールディングス、三菱UFJフィナンシャルグループと三菱東京UFJ銀行への要請を行いま

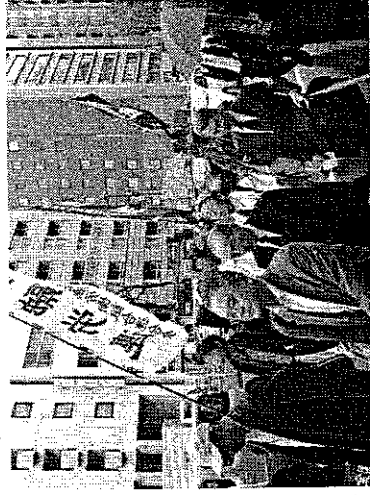
した。

近畿財務局交渉では、3月13日にあらかじめ要請書を持参した時に「従来同様の回答ではなく、現場として聞いた大阪での状況に対して行政担当者としてどのように努力するのか。昨年も聞いた内容を今年は何だけ前進した内容で答えられるかを工夫し、事前に文書回答をするよう」要請していましたが、銀行の不祥事問題などについても、各経営の問題であるとして、相変わらず「権限がないので、然るべきところに伝えます」とか、係争中の案件などを理由に回答を回避する状況が繰り返されました。

また京都北都信金など地域経済の困難な中での地域金融機関の支援強化についても要請しました。

東京海上日動火災への要請行動も従来同様、玄関先での対応に終始、要請書を渡さずに帰ってきました。

(130人が近畿財務局までデモ行進)



りそなの対応も、昨年同様、地元銀行として地域の声は聞くとの立場をとりましたが、りそなショックの回復への努力は「公的資金返済中であるので難しい」として現状の説明に終始しました。りそな年金裁判問題は係争中で回答は得られませんでした。

三菱UFJは、昨年の対応の悪さを銀産労の団交で是正申し入れを行ったこともあり、内容的には十分なものとは言えませんが、昨年とは違って事前送付の要請書に回答する変化を示しました。

パート問題など社会的に問題となっている課題を労働組合の団交とは異なる市民・地域の声としての立場で要請し、東京海上日動火災の争議問題を同じ三菱グループとして解決へ向けて努力するよう要請しました。

120名が参加した昼休みの集会では、開会前に銀産労の川村さんがギター演奏をしたり、浦野さんが財務局交渉などの交渉責任者として奮闘するなど、金融労連として例年以上の役割を果たしました。

デモのシュプレヒコール（抜粋）

- 格差と貧困を是正せよ！
- サラリーマン増税反対！
- 外勤社員（東京海上日動火災）の切り捨て反対
- 非正規労働者の待遇を改善せよ！
- 労働時間を短縮しよう！
- 財務省は差別人事をやめよ！

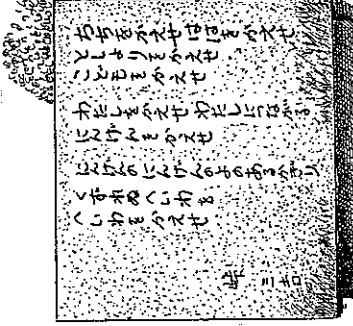


平和であることに感謝

9条世界会議・関西に6千人

5月6日（祝）大阪の舞洲（まいしま）アリーナで「世界は9条を選び始めた」をテーマに「9条世界会議・関西」が開催され、関西各地から6千人が参加、金融労連近畿地協からも京都北都・近信労・銀産労の仲間や家族20人余りが参加しました。またステージでの400人の大合唱には京都北都OBの谷川さんも出演されていました。

内容は映画合唄トーク、スピーチ、子どもたちのけん玉のパフォーマンス、対談ソウルバンドによるライブなど盛りだくさんのお祭りでした。日本の学生や留学生たちが憲法9条についてのそれぞれの思いを述べました。「9条について無関心な学生が多い。憲法9条は空気がたないものであり、これも平和な世の中の証拠ではないか」「憲法9条に反対の人たちも巻き込んだ9条の会を「戦争が起きれば最前線へ行くのは我々若者であり、もっと平和について真剣に考えるべきだ」など、全体的に中立志向の日本の学生に対して、留学生の人の「平和」について正

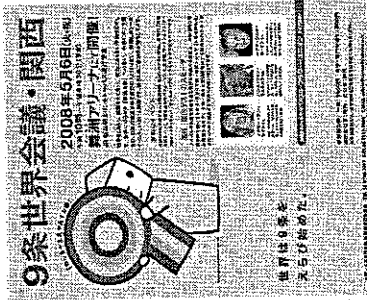


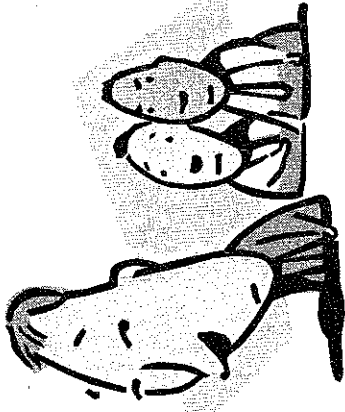
面から向き合った発言が目立ちました。

元GHQ民生局員の貴重な話

対談では、元GHQ民政局員で日本国憲法起草の際に、男女平等条項（24条）を盛り込んだ女性ベアテ・シロタ・ゴードンさんが「今の憲法はアメリカからの押し付けだ」という人たちがいるが、日本人のメンバーが当時作った憲法草案は明治憲法とほとんど一緒のものであった」と他では聞けない当事者の貴重な話をされ会場を感動させました。平和な世の中で安心して働けることに感謝して大阪舞洲を後にしました。

（京都北都 阿部通信員）





イジメ放置で出勤不能に
 しかしOさんは、「職場でのいじめ」を放置する不誠実な銀行の対応で、4月8日以

銀行の通報窓口に通報したところ、次の契約更新時に通常6ヶ月更新だったパート契約を1ヶ月更新とされ、雇用に不安を感じ、大阪の地域労組(昨年12月)と銀産労(今年1月)に加入しました。
 銀産労では地域の仲間と一緒に団体交渉を行い、1ヶ月更新を6ヶ月更新で契約させることができました。

2005年7月に6ヵ月契約のパート労働者として関西アーバン銀行に入ったOさんは、翌年10月の支店統合によって転勤してきた課長から職場でパワハラを受け、眠れない日が続く、「十二指腸に腫瘍あり」と診断されました。

パワハラに苦しみ銀産労に加入



(写真撮影を避けるように建物内に退避する管理職、手前は浦野さん)

銀産労では「パワハラを銀行に謝罪させ、一日も早く元気に職場復帰したい」と願うOさんの切実な思いを表現するため、引き続き奮闘する決意ですので皆さんのご支援をお願いします。
 (銀産労大阪分会・松島通信員)

非正規の6ヶ月契約のパート労働者の休業は1ヶ月を超えると解雇でしたが、組合との交渉で2ヶ月近い休業期間を獲得できました。Oさんは「組合の力」と喜んでます。
 銀産労では「パワハラを銀行に謝罪させ、一日も早く元気に職場復帰したい」と願うOさんの切実な思いを表現するため、引き続き奮闘する決意ですので皆さんのご支援をお願いします。

銀産労は、自宅で療養するOさんの雇用を確保するため、銀行と交渉を続け、5月の団交でとりあえず6月末までの雇用を認めさせました。

降、銀行に出勤できなくなっていました。

(関西アーバン銀行)

(左側リーフ配布者の腕をつかんで実力で配布妨害)



何となく暴挙が

十三信金、リーフ配布を実力で妨害

5月21日早朝、大阪の十三(じゅうそう)信金本店前で、金融労連近畿地協や地域労連の仲間6人が金融労連リーフ配布を行なっていたところ、10人近くの管理職が建物内から出てきて、「総務部の許可も得ないでこんなもの配るな」「営業妨害だ」とわめいて配布者を取り囲み、実力で排除しようとする前代未聞の事件が発生しました。

写真撮影にすくすく退避

リーフ配布者の体を押すなどして実力で排除しようとしてきたため、組合員がカメラで撮影を始めると、すくすく建物内に退散。一部の管理職が遠巻きに出勤してくる職員に受取拒否を指示するなどしたため、一般通行人にも「労働組合のビラ配布を十三

(写真撮影を避けるように建物内に退避する管理職、手前は浦野さん)

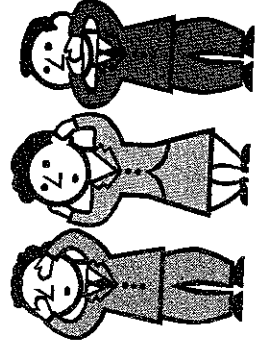
十三信金には労働組合がなく、労働組合の宣伝行動に過剰反応したものと思われるが、労働組合活動を「経営者の許可を得て行なうもの」とする同信金の時代錯誤の経営感覚に参加者からは驚きと怒りの声が相次ぎました。

「金融に働く仲間は労働組合に団結しよう」と訴える金融労連リーフを職員の見や耳に触れさせず、モノ言えぬ職場づくりのための妨害であるとするれば、最高法規である日本国憲法に保障されている団結権の侵害に該当する行為です。まさにコンプライアンス違反ここに極まれりです。

見る聞かざる言わざる

多くの管理職が路上でたむろする異常な雰囲気の中で職員の受取が悪くなったもののリーフを受け取ってバッグにしまいこんで建物の中に入る女性職員の姿も見られました。

信金は妨害しています」などと訴えながら道行く人にも金融労連リーフを110枚、配布しました。



パワハラの範囲
 <イエローゾーン>
【回数が多くなったり継続的になるとダメ!】
 ① 人格を傷つける言動、言葉の暴力、無視、無視、仲間はずれ
 ② 業務上 unnecessary な注意叱責、行き過ぎた教育指導
 <レッドゾーン>
【1回でもダメ!】
 ③ 労働条件や環境が労働基準法に触れるもの
 ④ 身体的暴力等で傷害罪を問えるもの
 ⑤ 明らかに人権侵害を立証できるもの
 ⑥ 不法行為の強要
 (例) 資格が無いのに資格有りとして業務させる、サービスマン業務を強要する、優越的地位を濫用し投信の販売をさせ、etc

オペレーションリスク

管理態勢

ある金融機関では、金融庁検査で営業店での返却された郵便物についての指摘がなされました。満期案内など返却された郵便物については「返却記録簿」に記載して2年間保管し、その後廃棄することとし、その経緯を記録簿で管理することになっていますが、

金融庁検査で

「こんな指摘されました」

金融機関にとって金融庁検査は避けて通れない難関です。労働者にとっても金融庁検査によって一気に残業・休日出勤などが発生し、心身ともに疲労が蓄積されます。

近畿地協では仲間から金融庁検査の事態を報告してもらって「こんなところに注意しておけば」という思いで順次掲載していきたいと思ひます。

管理方法について本部の担当部署からも指示がなく、定めありませんでした。

このため営業店では管理されないまま、ただ保管されているという実態が発生していました。検査では「管理態勢不十分」として指摘されました。

現場の営業店では、案内文書の管理を担当するだけの人員配置が行われておらず、仕事の片手間に管理するという金融機関が大半ではないでしょうか。ノルマや成果主義で日々追まわられている海外担当の職員が「案内不着」の顧客をわざわざ訪ねて行って確認する作業に何の魅力も感じられないのは当然です。皆さんの職場ではどうしてますか、返却郵便物の「管理」を!